# 特定個人情報保護評価書(基礎項目評価書)

評価書番号	評価書名	
38	ひとり親家庭等医療費助成に関する事務価書	基礎項目評

## 個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言

藤沢市は、ひとり親家庭等医療費助成に関する事務における特定個人情報ファイルの取扱いにあたり、特定個人情報ファイル取扱いが個人のプライバシー等の権利利益に影響を及ぼしかねないことを認識し、特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを軽減させるために適切な措置を講じ、もって個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいることを宣言する。

特記事項

## 評価実施機関名

藤沢市長

## 公表日

令和7年10月14日

[令和6年10月 様式2]

## I 関連情報

②法令上の根拠

番号法第19条第9号

1. 特定個人情報ファイル	を取り扱う事務
①事務の名称	ひとり親家庭等医療費助成に関する事務
②事務の概要	藤沢市ひとり親家庭等医療費助成条例及び藤沢市ひとり親家庭等医療費助成条例施行規則に基づき、ひとり親家庭等に係る医療費の一部を助成することにより、ひとり親家庭等の生活の安定と自立を支援し、ひとり親家庭等の福祉の増進を図る。 藤沢市は、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(以下「番号法」という。)の規定及び藤沢市特定の個人を識別するための番号の利用に関する条例(以下「番号条例」という。)の規定に従い、特定個人情報を次の事務で取り扱う。  (1) 医療費の助成を受ける資格を証する医療証の交付の申請に係る事実についての審査に関する事務 (2) 医療費の助成の申請に係る事実についての審査に関する事務 (3) 医療受給資格等の変更の届出に係る事実についての審査に関する事務 (4) 現況の届出に係る事実についての審査に関する事務 (5) 医療証の返還に関する事務 (6) Public Medical Hub (PMH)を活用した情報連携に係る公費医療費助成事務・情報連携のため、本市は、Public Medical Hub (PMH)へ本事務に係る対象者の個人番号を含む対象者情報、公費資格情報の紐付け及び登録を行う。・住民は、マイナポータルを介して、自身の本事務に係る公費医療費助成の資格情報の取得/閲覧が可能となる。・住民が、医療機関受診時に公費医療費助成の給付を受ける際に、従来の紙の受給者証に代えて、マイナンバーカードをオンライン資格確認端末で用いることにより、資格情報を医療機関が取得/閲覧することが可能となる。
③システムの名称	保健福祉総合システム(福祉共通管理システム、医療サブシステム) 団体内統合宛名システム 中間サーバー Public Medical Hub(PMH)
2. 特定個人情報ファイル	名
ひとり親家庭等医療費助成情	報ファイル
3. 個人番号の利用	
法令上の根拠	番号法第9条第2項 第19条6号 番号条例第3条第1項及び別表第4の項
4. 情報提供ネットワークシ	レステムによる情報連携
①実施の有無	<選択肢>

5. 評価実施機関における担当部署						
①部署	子ども青少年部 子育て給付課 庶務・医療費給付担当					
②所属長の役職名	子育て給付課長					
6. 他の評価実施機関						
7. 特定個人情報の開示・	訂正・利用停止請求					
請求先	〒251-8601 藤沢市朝日町1番地の1 藤沢市役所 市民自治部 市民相談情報課 情報公開センター 0466-50-3567					
8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ						
連絡先	〒251-8601 藤沢市朝日町1番地の1 藤沢市役所 子ども青少年部 子育て給付課 庶務・医療費給付担当 0466-50-3580					
9. 規則第9条第2項の適	用	Ι	]適用した			
適用した理由						

## Ⅱ しきい値判断項目

1. 対象人数							
評価対象の事務の対象人数は何人か		[ 1,000人以上1万人未満 ]		<選択肢> 1) 1,000人未満(任意実施) 2) 1,000人以上1万人未満 3) 1万人以上10万人未満 4) 10万人以上30万人未満 5) 30万人以上			
	いつ時点の計数か	令和	17年9月1日 時点				
2. 取扱者	2. 取扱者数						
特定個人情報ファイル取扱者数は500人以上かいの時点の計数か		[	500人未満	]	<選択肢> 1) 500人以上	2) 500人未満	
		令和	17年9月1日 時点				
3. 重大事故							
	内に、評価実施機関において特定個 する重大事故が発生したか	]	発生なし	]	<選択肢> 1) 発生あり	2) 発生なし	

## Ⅲ しきい値判断結果

### しきい値判断結果

基礎項目評価の実施が義務付けられる

### Ⅳ リスク対策

1. 提出する特定個人情報	保護評価書の種類			
	項目評価書 ]	ぞれ重点項目評値	3) 基礎項目評	価書 価書及び重点項目評価書 価書及び全項目評価書 いて、リスク対策の詳細が
2. 特定個人情報の入手(	情報提供ネットワークシ	ステムを通じた	:入手を除く。)	
目的外の入手が行われるリ スクへの対策は十分か	[ 十分である	]	<選択肢> 1) 特に力を入; 2) 十分である 3) 課題が残さ;	-
3. 特定個人情報の使用				
目的を超えた紐付け、事務 に必要のない情報との紐付 けが行われるリスクへの対策 は十分か	[  十分である	]	<選択肢> 1)特に力を入 2)十分である 3)課題が残さ	-
権限のない者(元職員、アクセス権限のない職員等)に セス権限のない職員等)に よって不正に使用されるリスクへの対策は十分か	[ 十分である	]	<選択肢> 1) 特に力を入っ 2) 十分である 3) 課題が残され	
4. 特定個人情報ファイル	の取扱いの委託			[ ]委託しない
委託先における不正な使用 等のリスクへの対策は十分 か	[ 十分である	]	<選択肢> 1)特に力を入 2)十分である 3)課題が残さ	· · · ·
5. 特定個人情報の提供・移	転(委託や情報提供ネット	ワークシステムを	通じた提供を除く。)	[ O ]提供・移転しない
不正な提供・移転が行われ るリスクへの対策は十分か	Γ	]	<選択肢> 1)特に力を入; 2)十分である 3)課題が残さ;	
6. 情報提供ネットワークシ	ノステムとの接続		[ ]接続しない(入手)	[ 〇 ]接続しない(提供)
目的外の入手が行われるリ スクへの対策は十分か	[ 十分である	]	<選択肢> 1)特に力を入 2)十分である 3)課題が残さ	
不正な提供が行われるリス クへの対策は十分か	[	]	<選択肢> 1) 特に力を入っ 2) 十分である 3) 課題が残さ	

7. 特定個人情報の保管	- 消去			
特定個人情報の漏えい・滅 失・毀損リスクへの対策は十 分か		1	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている	
8. 人手を介在させる作詞	<b>E</b>	<u>ال</u> ] ا	手を介在させる作業はない	
人為的ミスが発生するリスク への対策は十分か	<sup>7</sup> [ 十分である	1	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている	
判断の根拠	バー登録の際には、本人から 住所を含む3情報による照会 育て給付課長の最終確認を 生するリスクに対し、例えばさい 人為的ミスを防止する対策 有する。 ・マイナンバー入りの書類を 報が含まれていないかなど、 ・特定個人情報を含む書類に ・廃棄書類に特定個人情報	るのマイナンバー取得のまたです。 を行うことを厳守している。また 終ることとしている。また 次のような対策を講じて を盛り込んだ事務処理 郵送等する際は、宛先 ダブルチェックを行う。 は、施錠できる書棚等! が含まれていないか、	呈手順をマニュアル化し、事務取扱担当 :に間違いがないか、関係のない者の特 こ保管することを徹底する。	:4情報又は た上で子 守にスが発 者間で共 寺定個人情
9. 監査				
実施の有無	[〇] 自己点検	[〇] 内部監査	直望暗外 [ ]	
10. 従業者に対する教育	•啓発			
従業者に対する教育・啓発	[ 十分に行っている	1	<選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない	
11. 最も優先度が高いと	考えられる対策	[ ]全	項目評価又は重点項目評価を実	施する
最も優先度が高いと考えら れる対策	<ul><li>3) 権限のない者によって</li><li>4) 委託先における不正</li><li>5) 不正な提供・移転が</li><li>6) 情報提供ネットワーク</li></ul>	oれるリスクへの対策 、事務に必要のない情 て不正に使用されるリス な使用等のリスクへの 行われるリスクへの対策 フシステムを通じて目的 フシステムを通じて不正 い・滅失・毀損リスクへ	対策 策(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた 外の入手が行われるリスクへの対策 な提供が行われるリスクへの対策 の対策	
当該対策は十分か【再掲】	[ 十分である	1	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている	

藤沢市側のシステムにおいては、情報提供ネットワークシステムで情報照会を行うことができる端末、 職員、参照範囲が必要最小限となるよう、アクセス制限を設定している。また、アクセス権限の所持者 には、事務取扱担当者の研修において離席時のログアウト徹底を呼びかけており、監査も実施して いる。これらの対策を講じていることから、目的外の入手が行われるリスクへの対策は「十分である」 と考えられる。

### <ガバメントクラウドにおける措置>

#### ①物理的安全管理措置

・ガバメントクラウドについては政府情報システムのセキュリティ制度(ISMAP)のリストに登録されたク ラウドサービスから調達することとしており、システムのサーバ等は、クラウド事業者が保有・管理する 環境に構築し、その環境には認可された者だけがアクセスできるよう適切な入退室管理策を行ってい

- ・事前に許可されていない装置等に関しては、外部に持出できないこととしている。 ②技術的安全管理措置
- ・国及びクラウド事業者は利用者のデータにアクセスしない契約等となっている。

#### 判断の根拠

- ・地方公共団体が委託したASP(「地方公共団体情報システムのガバメントクラウドの利用について」 (最新版に準拠。デジタル庁。以下「利用基準」という。)に規定する「ASP」をいう。以下同じ。)又はガバ メントクラウド運用管理補助者(利用基準に規定する「ガバメントクラウド運用管理補助者」をいう。以 下同じ。)は、ガバメントクラウドが提供するマネージドサービスにより、ネットワークアクティビティ、デー
- タアクセスパターン、アカウント動作等について継続的にモニタリングを行うとともに、ログ管理を行う。 ・クラウド事業者は、ガバメントクラウドに対するセキュリティの脅威に対し、脅威検出やDDos対策を24 時間365日講じる。
- ・クラウド事業者は、ガバメントクラウドに対し、ウイルス対策ソフトを導入し、パターンファイルの更新を 行う。
- ・地方公共団体が委託したASP又はガバメントクラウド運用管理補助者は、導入しているOS及びミドル ウエアについて、必要に応じてセキュリティパッチの適用を行う。
- ・ガバメントクラウドの特定個人情報を保有するシステムを構築する環境は、インターネットとは切り離 された閉域ネットワークで構成する。
- ・地方公共団体やASP又はガバメントクラウド運用管理補助者の運用保守地点からガバメントクラウド
- への接続については、閉域ネットワークで構成する。 ・地方公共団体が管理する業務データは、国及びクラウド事業者がアクセスできないよう制御を講じ る。

### 変更箇所

変更固.	ולק				
変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
平成29年9月1日	I 関連情報 8. 特定個人 情報ファイルの取扱いに関す る問合せ 連絡先	子ども青少年部 子育て給付課	子ども青少年部 子育て給付課 庶務・医療費 給付担当	事後	
平成29年9月1日	Ⅱしきい値判断項目 1.対 象人数(いつの時点の計数 か)	平成28年9月1日時点	平成29年9月1日時点	事後	
平成29年9月1日	Ⅱしきい値判断項目 2. 取 扱者数(いつの時点の計数 か)	平成28年9月1日時点	平成29年9月1日時点	事後	
平成31年2月1日	Ⅱしきい値判断項目 1.対 象人数(いつの時点の計数 か)	平成29年9月1日時点	平成31年2月1日時点	事後	
平成31年2月1日	IIしきい値判断項目 2. 取 扱者数(いつの時点の計数 か)	平成29年9月1日時点	平成31年2月1日時点	事後	
平成31年2月1日	I 関連情報 5.評価実施 機関における担当部署 ②所 属長の役職名	山縣 章宏	子育で給付課長	事後	評価書の様式変更に伴う記載の変更のため、重要な事項に該当しない。
平成31年2月1日	Ⅳ リスク対策	_	項目追加	事後	評価書の様式変更に伴う記載の変更のため、重要な事項に該当しない。
平成31年2月1日	I 関連情報 4. 情報提供 ネットワークシステムによる情 報連携 ②法令上の根拠	番号法第19条第15号	番号法第19条第8号	事後	番号法改正に伴う記載の変 更のため、重要な事項に該当 しない。
令和2年3月13日	I 関連情報 2. 特定個人 情報ファイル名	ひとり親家庭等医療費助成ファイル	ひとり親家庭等医療費助成情報ファイル	事後	
令和2年3月13日	I 関連情報 7. 特定個人 情報の開示・訂正・利用停止 請求	0466-25-1111(内)2661	0466-50-3567	事後	
令和2年3月13日	I 関連情報 8. 特定個人 情報ファイルの取扱いに関す る問合せ	0466-25-1111(内)3831	0466-50-3580	事後	
令和2年3月13日	Ⅱしきい値判断項目 1.対 象人数(いつの時点の計数 か)	2019/2/1	2020/1/1	事後	
令和2年3月13日	Ⅱしきい値判断項目 2. 取 扱者数(いつの時点の計数 か)	2019/2/1	2020/1/1	事後	
令和3年3月12日	Ⅱしきい値判断項目 1.対 象人数(いつの時点の計数 か)	2020/1/1	2021/1/1	事後	評価実施後5年を経過する前 の再実施
令和3年3月12日	Ⅱしきい値判断項目 2. 取 扱者数(いつの時点の計数 か)	2020/1/1	2021/1/1	事後	評価実施後5年を経過する前 の再実施
令和3年12月17日	I 関連情報 4. 情報提供 ネットワークシステムによる情 報連携 ②法令上の根拠	番号法第19条第8号	番号法第19条第9号	事後	番号法第19条の改正に伴う変更
令和4年12月16日	II しきい値判断項目 1.対 象人数(いつの時点の計数 か)	2021/1/1	2022/1/1	事後	
令和4年12月16日	II しきい値判断項目 2.取 扱者数(いつの時点の計数 か)	2021/1/1	2022/1/1	事後	
令和6年12月19日	Ⅳ リスク対策	_	項目追加	事後	評価書の様式変更に伴う記載の変更のため、重要な事項に該当しない。
令和7年7月18日	II しきい値判断項目 1. 対象者人数(いつの時点 の計数か)	2022/1/1	2025/6/5	事前	重点項目評価書の再実施に 合わせて再実施するもの
令和7年7月18日	II しきい値判断項目 2. 取扱者数(いつの時点の 計数か)	2022/1/1	2025/6/5	事前	重点項目評価書の再実施に 合わせて再実施するもの

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
			現行にガバメントクラウドにおける措置の内容を追記する。 < グガバメントクラウドにおける措置 > (①物理的安全管理措置 > ・ガバメントクラウドについては政府情報システムのセキュリティ制度(SMAPの)リストに参録されたクラウドサービスから 調達することとしており、システムのサーバ等は、クラウド事業者が保有「管理する環境に構築し、その環境には認可された者だけがアクセスできるよう適切な入逸室管理策を行っている。 * ・非前に許可されていない装置等に関しては、外部に持出できないこととしている。 (2技術的安全管理措置 を		
令和7年7月18日	Ⅳ リスク対策 11.最も優先度が高いと考えられる対策 当該対策は十分か【再掲】 判断の根拠	藤沢市側のシステムにおいては、情報提供 ネットワークシステムで情報照会を行うことが できる端末、職員、参照範囲が必要最小限と なるよう、アクセス制限を設定している。また、 アクセス権限の所持者には、事務取扱担当者 の研修において離席時のログアウト徹底を呼 びかけており、離査も実施している。これらの 対策を講じていることから、目的外の入手が行 われるリスクへの対策は「十分である」と考えら れる。	画及なりのラウド事業者は利用者のデータにアクセスしない契約をなっている。 か等となっている。 からな共団体が突託したASP(「地方公共団体情報システムのガバメントクラウル利用について「最新版に幸拠、デジタル庁。以下行列用基準」という。に規定する「ASP)をいる。 下同じ。)以はガバメントクラウル連用管理補助者という。以下同じ。)以はガバメントクラウル連用管理補助者という。以下同じ。)は、ガバメントクラウが指提供するマネージドサービスにより、ネットワークアウネービディ、データアウセスパターン、アカウド電理を行う。 ・・プラウド事業者は、ガバメントクラウドに対するセキュリティの脅威に対し、脅威検出やDOsが対策を24時間365日譲じる。 ・プラウド事業者は、ガバメントクラウドに対し、イルス対策プレーショントを選引と、バターンファイルの更称を行う。 ・プラウ・高を書もは、ガバメントクラウドに対し、イルス対策プレーショントを選引と、ボターンファイルの更新を行う。 ・プラ・ブキンス・グラーンでは、アイルスが大学、アイルスが大学、アイルスが大学、アイルスが大学、アイルスが大学、アイルスが大学、アイルス・アイルスが大学、アイルス・アイルス・アイルスが大学、アイルス・アイルス・アイルス・アイルス・アイルス・アイルス・アイルス・アイルス・	事前	基幹系システム標準化・共通 化に伴い、ガバメントクラウド における措置を追記するも の。
令和7年10月14日	I 関連情報 1、特定個人 情報ファイルを取り扱う事務 ②事務の概要	右記の記述を追加	(6) Public Medical Hub (PMH)を活用した情報連携に係る公費医療費助成事務・情報連携のため、本市は、Public Medical Hub (PMH)へ本事務に係る対象者の個人番号を含む対象者情報、公費資格情報の紐付け及び登録を行う。・・住民は、マイナポータルを介して、自身の本事務に係る公費医療費助成の資格情報の取得/閲覧が可能となる。・・住民が、医療機関受診時に公費医療費助成の給付を受ける際に、従来の紙の受給者証に代えて、マイナンバーカードをオンライン資格確認端末で用いることにより、資格情報を医療機関が取得閲覧することが可能となる。	事前	重点項目評価書の再実施に 合わせて再実施するもの
令和7年10月14日	I 関連情報 1、特定個人 情報ファイルを取り扱う事務 ③システムの名称	右記の記述を追加	•Public Medical Hub(PMH)	事前	重点項目評価書の再実施に 合わせて再実施するもの
令和7年10月14日	I 関連情報 8、特定個人 情報ファイルの取扱いに関す る問合せ 連絡先	藤沢市役所 子ども青少年部 子育て給付課	藤沢市役所 子ども青少年部 子育て給付課 庶務・医療費給付担当	事前	重点項目評価書の再実施に 合わせて再実施するもの
令和7年10月14日	I 関連情報 3、個人番号 の利用 法令上の根拠	右記の記述を追加	第19条6号	事前	重点項目評価書の再実施に 合わせて再実施するもの
令和7年10月14日	の計数か)	2025/6/5	2025/9/1	事前	重点項目評価書の再実施に 合わせて再実施するもの
令和7年10月14日	II しきい値判断項目 2. 取扱者数(いつの時点の 計数か)	2025/6/5	2025/9/1	事前	重点項目評価書の再実施に 合わせて再実施するもの
令和7年10月14日	IV リスク対策 4. 特定個人 情報ファイルの取扱いの委託	[0]委託しない	[ ]委託しない	事前	重点項目評価書の再実施に 合わせて再実施するもの
令和7年10月14日	IV リスク対策 4. 特定個人 情報ファイルの取扱いの委託	_	2)十分である	事前	重点項目評価書の再実施に 合わせて再実施するもの